

ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項 (RMRP21) の新旧対照表

(下太線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>1. 目的</p> <p>製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「認定センター」という。）が運営する認定プログラムである。</p> <p>このASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項（以下「一般要求事項」という。）は、標準物質生産者（計量法校正事業者登録制度(JCSS)の対象範囲外の標準物質を生産する標準物質生産者を含む。）の認定を取得又は維持するために必要な要求事項を定めることを目的とする。</p> <p>ただし、ASNITE の認定対象である校正事業者、試験事業者、<u>コモンクライテリア評価、暗号モジュール試験、又はシステム LSI 侵入テストを行う試験事業者</u>及び製品認証機関の認定の一般要求事項は別に定める。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p><u>() の番号を削除</u></p> <p>この一般要求事項は、ASNITE の認定を取得しようとする又は維持を希望する標準物質生産者に適用する。</p> <p>この一般要求事項は、<u>認定を希望する又は認定された事業者</u>が満たさなければ</p>	<p>1. 目的</p> <p>製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が運営する認定プログラムである。</p> <p>このASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項（以下「一般要求事項」という。）は、ASNITE 標準物質生産者<u>または計量法校正事業者登録制度(JCSS)において対象範囲外の標準物質を生産する事業者に限定する</u>標準物質生産者の認定を取得、又は維持するために必要な要求事項を定めることを目的とする。</p> <p>ただし、ASNITE の認定対象である<u>試験事業者、校正事業者、及び製品認証機関</u>の認定の一般要求事項は別に定める。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>(1) この一般要求事項は、ASNITE 標準物質生産者認定を取得しようとする者（以下「申請事業者」という。）及び認定を維持する者（以下「認定事業者」という。）に適用する。</p> <p>(2) この一般要求事項は、<u>申請事業者及び認定事業者</u>が満たさなければならない</p>

ならない要件のうち、事業所別の特有の要件を除いた共通する要求事項をまとめたものである。

※備考 1 を削除

この一般要求事項は、標準物質生産者の認定に関する国際基準に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3. 引用文献

略

・ ISO Guide 34 (2009) : General requirements for the competence of reference material producers

(JIS Q 0034 (2012) : 標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)

略

・ ISO/IEC Guide 99 (2007) : International vocabulary of metrology —Basic and general concepts and associated terms (VIM)

(国際計量計測用語—基本及び一般概念並びに関連用語 (VIM) (以下「VIM3」という。))

略

・ IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24) (※追加)

・ APLAC TC008 : APLAC Requirements and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer

要件のうち、事業の区分、分類、種類、特性値の範囲及び不確かさの範囲 (以下「事業区分等」という。)の相違に関わらず全ての標準物質生産者に共通する事項をまとめたものである。

備考 1 : 区分、分類、種類については、「ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き (RMRP22、以下「手引き」という。)」を参照のこと。

(3) この文書は、標準物質生産者の認定に関する国際基準に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3. 引用文献

略

・ ISO Guide 34 (2009) : General requirements for the competence of reference material producers

略

・ ISO/IEC Guide 99 (2007) : International vocabulary of metrology —Basic and general concepts and associated terms (VIM)

略

(・ 該当無し)

・ APLAC TC008 : Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer and the Resulting Scope of Accreditation

4. 用語

この一般要求事項では、ISO/IEC 17000、ISO Guide 30、ISO Guide 34、ISO Guide 35 及び VIM3 で定義された用語を用いる。

(※JIS 併記を削除、以下併記の箇所同じ)

5. 認定の要求事項

5. 1 認定基準

「ISO Guide 34 : 2009 (JIS Q 0034 : 2012) 標準物質生産者の能力に関する一般要求事項」、及び 5.2 項から 10 項で定める要求事項。

備考 1 : ISO Guide 34 において、ISO Guide 30、ISO Guide 31、ISO Guide 35 及び試験、校正及び測定等に関する部分には ISO/IEC 17025 への適合が要求されていることに留意すること。

備考 2 : APLAC TC008 にて要求される該当項目は本要求事項の中に含まれる。

5. 2 マルチサイト事業者の認定

附属書 1 に示す「マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項」に適合し

4. 用語

この一般要求事項では、ISO/IEC 17000 (JIS Q 17000)、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)、ISO Guide 30 (JIS Q 0030)、ISO Guide 34、ISO Guide 35 (JIS Q 0035)、ISO 9000 (JIS Q 9000) 及び ISO/IEC Guide 99 で定義された用語を用いる。

5. 認定の要求事項

5. 1 認定基準

ASNITE 標準物質生産者認定は、ISO Guide 34 及び ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) (の該当する項目)、及び APLAC TC008 の該当する項目を認定基準とする。ただし、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) は、標準物質生産工程のうち、試験、校正を行う工程にのみ認定基準として適用する。

また、申請事業者及び認定事業者は、認定基準に関し、以下 5.2 項から 8.4 項に定める項目についても適合しなければならない。

なお、複数事業所をまとめて、1つの認定対象組織として認定を取得しようとする場合は附属書 1 に従うこと。

備考 1 : ISO Guide 34 において、ISO Guide 30 (JIS Q 0030)、ISO Guide 31 (JIS Q 0031)、ISO Guide 34、ISO Guide 35 (JIS Q 0035) 及び ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) に適合するマネジメントシステムの構築が要求されていることに留意すること。

備考 2 : APLAC TC008 にて要求される該当項目は本要求事項の中に記述されています。

(該当項無し)

なければならない。

5. 3 測定の不確かさ

ASNITE 標準物質生産者認定では、測定の不確かさを ISO Guide 35 の「6. 測定の不確かさの評価」に基づいて評価すること。

5. 4 標準物質認証書

5. 4. 1 認証書の様式

認定シンボルを使用する場合の標準物質認証書(以下「認証書」という。)の様式を定め、申請時に認定センターに提出し、認定後の事業においては提出したものを使用すること。

5. 4. 2 認証書への署名等

(1) 認証書の発行(承認)に責任を有する者は、認定センターに認証書発行責任者として届け出ること。また、認証書発行責任者の不在の場合に備えて可能な場合は代理者を指名すること。

(2) 略

5. 4. 3 記載事項

認証書の記載事項は、ISO Guide 34、ISO Guide 31 及び本要求事項 6. に定める ASNITE 標準物質生産者認定シンボルの使用に関する規定のほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 認証書には、ISO Guide 34 に適合し、認定されている旨の表記を行っても良い。これらの記載文例は、附属書 1 を参照のこと。

5. 2 測定の不確かさ

ASNITE 標準物質生産者認定では、測定の不確かさを ISO Guide 35 (JIS Q 0035) 「6. 測定の不確かさの評価」に基づいて評価すること。

5. 3 標準物質認証書

5. 3. 1 認証書の様式

ASNITE 標準物質生産者認定シンボル(以下「認定シンボル」という。)を付した標準物質認証書(以下「認証書」という。)の様式は、認定事業者が定めた様式であって、認定センターに提出したものを使用すること。

5. 3. 2 認証書への署名等

(1) 認証書の発行(承認)に責任を有する者は、認定センターに認証書発行責任者として届け出ること。また、認証書発行責任者の不在の場合に備えて代理者を指名すること。認証書発行責任者及び代理者は複数名置いてもよい。

(2) 略

5. 3. 3 記載事項

認証書の記載事項は、ISO Guide 34、ISO Guide 31 (JIS Q 0031) 及び本要求事項 8. に定める ASNITE 標準物質生産者認定シンボルの使用に関する規定のほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 認証書には、ISO Guide 34 及び ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) に適合し、認定されている旨の表記を行っても良い。これらの記載文例は、附属書 1 を参照の

5. 4. 4 認証書の扱い

(1) 認証書のオリジナルとして、1件の認証標準物質の認証値に対して、そのロット又はバッチに相当する複数部発行することができる。複数部発行した個々の認証書に固有の識別を施す場合には、発行した個々の認証書のコピーを記録として維持しなければならない。

(2) 標準物質生産者は、顧客による認証書のカラーコピー等による複写を、原則的に禁止しなければならない。ただし、認証書の複写については、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。

5. 4. 5 認証書に用いる言語

略

5. 4. 6 認定範囲*1)外の特性値を認証書に含む場合

認証書には、認定範囲外の特性値*2)を含んでもよいが、その結果は、認定範囲の認証値と同一の表に含めない等の認定範囲外であることを明確に識別されること。認定範囲内の測定結果が一つも含まれない場合は、認定シンボルを付した認証書は発行できない。 (※ 注釈の順番変更。)

*1) 認定範囲とは、「認定を受けた区分、分類、種類、特性値の測定範囲（、及び不確かさの範囲）」を意味する。

*2) 認定範囲外の特性値は、認定を受けた範囲の外の特性値であってもよいし、該当する認証値に直接影響しない特性値であってもよい。ただし、この場合にあっても、該当する認証標準物質に関連する測定に限定されるべ

こと。

5. 3. 4 認証書の扱い

(1) 認証書のオリジナルは、1件の認証標準物質の認証値に対して、そのロットに相当する複数部発行してもよいものとする。

(2) 標準物質生産者は、顧客による認証書のカラーコピー等による複写を、原則的に禁止しなければならない。ただし、認証書の複写については、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、製本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。

5. 3. 5 認証書に用いる言語

略

5. 3. 6 認定範囲外の特性値を認証書に含む場合

認証書には、認定範囲外の特性値*1)を含んでもよいが、その結果は、認定範囲の認証値と同一の表に含めない等の認定範囲外であることを明確に識別すること。認定範囲内の測定結果が一つも含まれない場合は、認定シンボルを付した認証書は発行できない。

*1) 認定範囲外の特性値は、認定を受けた範囲の外の特性値であってもよいし、該当する認証値に直接影響しない特性値であってもよい。ただし、この場合にあっても、該当する認証標準物質に関連する測定に限定されるべきである。

*2) 認定を受けた範囲とは、「認定を受けた区分、分類、種類、特性値の

きである。

5. 5 下請負契約者

標準物質生産者は、次の作業工程(a~e)を下請負契約者に行わせることができる。

- a. 物質の加工
- b. 均質性・安定性試験
- c. 値付け
- d. 物質の取扱い及び保管
- e. 物質の配付

※事業計画、下請負契約者の選定、特性値の付与と決定、特性値の承認及び認証書／記述事項／分析レポート／情報シート等の発行は、標準物質生産者自身が行わなければならない。

これらの下請負契約者が実施する作業は、標準物質生産者の定める仕様に適合しなければならない。測定又は試験を行う下請負契約者に対する仕様には、ISO/IEC 17025 に規定される要求事項を含まなければならない。

この場合、標準物質生産者は、ISO/IEC 17025 の要求事項への適合を確実にするための情報を、下請負契約者より得なければならない。

略

現地審査の際に、下請負契約者の適格性を判断した際の資料（手順書、技術記録等）を提示しなければならない。また、場合によっては、下請負契約者に対する現地審査を実施することがあるので、申請時に該当する工程に対する下請負契約者の名称、所在地が記載された書類を提出すること（詳細については、「ASNITE

範囲（、及び不確かさの範囲）」を意味する。

5. 5 下請負契約者

標準物質生産者は、次の作業工程(a~e)を下請負契約者に行わせることができる。

- a. 加工 (Processing)
- b. 均質性・安定性試験 (Homogeneity/Stability testing)
- c. キャラクタリゼーション、値付け (Characterization)
- d. 物質の取り扱いと保管 (Handling and storage)
- e. 物質の配付 (Distribution)

※事業計画、下請負契約者の選定、特性値の付与と決定、認証書／記述事項 (statement)／分析レポート／情報シートの発行は、標準物質生産者が行わなければならない。

これらの下請負契約者が実施する作業は、標準物質生産者の定めた仕様に従って実行されなければならない。測定又は試験を行う下請負契約者に対しては、その仕様には、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)の要求事項を含まなければならない。

この場合、標準物質生産者は、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)の要求事項への適合を確実にする為の情報を下請負契約者によって提供されることを確実にしなければならない。

略

現地審査の際に、下請負契約者の適格性を判断した際の資料（手順書、技術記録等）を提示しなければならない。また、場合によっては、下請負契約者に対する現地審査を実施することがあるので、申請時に該当する工程における下請負契約者の名称、所在地が記載された書類を提出すること（詳細については、「手引き」

標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き (RMRP22)」を参照すること。)

値付け、均質性試験、安定性試験等、試験・校正能力を要する工程を下請負契約者に依頼する場合、下請負契約者は、ISO/IEC 17025 認定事業者であることが望ましい。認定を取得することが現実的でない場合、下請負契約者が関連する技能試験に参加し、当該標準物質と類似又は同等の性質を持つ特性値が十分に決定された物質に対して十分に受容できる結果を得ている証拠があればよいが、そうでない場合は下請負契約者が ISO/IEC 17025 の5項に該当する項目に対して要求事項を満たしているかどうかについて、標準物質生産者が、自ら管理し、責任を負わなければならない。

5. 6 測定のトレーサビリティ

認定センターが別に定める「IAJapan 測定¹のトレーサビリティに関する方針」(URP23)に従い、計量計測トレーサビリティを確保しなければならない。

6. 認定シンボルの使用

6. 1 基本方針

認定範囲の標準物質の生産及び特性値の決定を行った場合、6. 2項に規定する認定シンボルを付した認証書を発行することができる。

を参照すること。)

キャラクタリゼーション、均質性試験等、試験・校正能力を要する作業工程を下請負契約者に依頼する場合、下請負契約者は、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) 認定事業者であることが望ましい。認定を取得することが現実的でない場合、下請負契約者が関連する技能試験に参加し、当該標準物質と類似又は同等の性質を持つ特性値が十分に決定された物質に対して十分に受容できる結果を得ている証拠があればよいが、そうでない場合は下請負契約者が ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) の5項に該当する項目に対して要求事項を満たしているかどうかについて、標準物質生産者が、自ら管理し、責任を負わなければならない。

5. 6 トレーサビリティ方針

認定センターが別に定める「IAJapan 測定¹のトレーサビリティに関する方針」(URP23)に従い、計量計測トレーサビリティを確保すること。

6. 申請事業者及び認定事業者の遵守事項 (※9. に移動)

8. 認定シンボルの使用に関する規定

8. 1 基本方針

(1) 認定事業者は、認定された事業区分等の範囲の標準物質の生産及び特性値の決定を行った場合、認証書及び認証ラベル（以下「認証書等」という。）を発行することができる。

※(2)を削除したため番号を削除

6. 2 認定シンボル

- (1) 認定シンボルの形状及び識別番号並びに付加情報等については、附属書3に規定する方法に従うこと。
- (2) 認定シンボルの色は、以下に示すものと同等の色又はシンボル全体同一色を原則とする。

※(3)を削除

図略

6. 3 宣伝等における認定シンボルの使用制限

(削除)

- (1) 認定シンボルは、製品そのものが承認・保証等されたと誤解されるような紛らわしい使用をしてはならない。
- (2) 認定シンボルは、単独では認証書以外に使用することはできない。ただし、以下の条件をすべて満たす場合には、カタログ、レターヘッド、その他の宣伝文書に認定シンボルを使用できる。
 - ① 認定番号及び付加情報（認定された分野の識別記号）と共に使うこと。
 - ② 6. 2項に示す認定シンボルの形状、色等を変えないこと。
 - ③ 説明文書を認定シンボルに付記すること等により、認定の範囲を明らかにすること。
- (3) 名刺については、6. 2のIAJapanの認定シンボルのみを使用すること

- (2) 認定センターは、この一般要求事項に規定する場合を除き、認証書等に認定シンボル又はこれと紛らわしいシンボルを付すことを認めない。

8. 2 認定シンボル

- (1) 認定シンボルの形状については、以下のとおりとする。
- (2) 認定シンボルの色は、以下に示すものと同等の色又はシンボル全体同一色を原則とする。
- (3) 詳細は附属書2を参照すること

図略

8. 3 宣伝等における認定シンボルの使用

認定事業者は、自身の認定資格の宣伝等の目的のために認定シンボルを使用する場合には、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定シンボルは、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい使用をしてはならない。
- (2) 認定シンボルは、単独で認証書等以外に使用することはできないが、ASNITE標準物質生産者認定の普及及び啓発の必要性に鑑み、以下の条件を満たす場合、カタログ、レターヘッド、その他の宣伝文書に認定シンボルの使用を認める。
 - ① 認定シンボルは、認定シンボルを説明する文章の中で用いる。
 - ② 説明する文章の文字の大きさは、読みとれる大きさ以上とする。
 - ③ 認定シンボルには、認定番号を付すこと。
- (3) 名刺については、8. 2のIAJapanの認定シンボルのみを使用すること

6. 4 認定シンボルを使用しない認定の引用について

- (1) 取引に係る文書等において認定シンボルなしに認定資格を引用する場合には、認定範囲（事業所、区分）を明確にすること。
- (2) 認定シンボルを付していない認証書には、認定されている旨の表記を含めることができるが、その認証書に認定範囲外の結果等を含む場合には、認定範囲外の記載事項が認定範囲内であるかのような誤解を与える表現をすることはできない。
- (3) 認定事業者は、下請負事業者が発行する文書、カタログ、事務用品等に認定事業者（元請負）の認定資格を引用しないよう努めなければならない。

6. 5 認定シンボルの使用停止及び禁止

認定事業者は、認定の資格が一時停止若しくは取消しになった場合又は認定に係る事業を廃止した場合、直ちに一切の認定シンボルの使用を停止又は中止しなければならない。

7. 技能試験

値付けを実施する標準物質生産者及び下請負契約者は、認定センターが別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)」に従うこと。

なお、室間試験によって特性値を決定する場合、室間試験に参加した一部もしくは全ての試験所が、同様に技術的能力を評価することが望ましい。

(該当項無し)

8. 4 認定シンボルの使用停止及び禁止

認定事業者は、認定の資格が一時停止又は取り消しになった場合、若しくは、認定に係る事業を廃止した場合、直ちに一切の認定シンボルの使用を停止又は中止しなければならない。

7. 技術的能力を評価するための要求事項

キャラクタリゼーション（値付け）を実施する標準物質生産者及び下請負契約者は、認定センターが別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24-01)」に従い、自らの技術的能力を評価すること。なお、室間試験によって特性値を決定する場合、室間試験に参加した一部もしくは全ての試験所が、同様に技術的能力を評価することが望ましい。

(※他の ASNITE 認定プログラムに合わせ該当項目削除)

8. 契約検査

(1) 認定事業者は有料の契約検査（定期検査又は臨時検査）を受けること。定期検査は、次の間隔で受けること。

①～② 略

③ 初回認定4年後、それ以降、2年ごとに全項目検査

ただし、CIPM MRA の登録を予定している又は登録した NMI については、初回認定後5年ごとに全項目検査を受けること。この場合、初回認定後1年以内の部分検査と、2年を超えない間隔の部分検査を受けること。

図略

(2) 略

(3) 定期検査又は臨時検査において、認定基準に適合していないと認められ、適切な是正が行われない場合、認定センターは ASNITE 標準物質生産者認定の一時停止又は取消しを行うことがある。

9. 認定事業者の遵守事項 (※6. から移動)

申請事業者及び認定事業者は、認定を取得し、その認定資格を維持するために次に掲げる事項を遵守しなければならない。申請事業者は、別に定める「ASNITE

9. 届出の義務

認定事業者は、認定内容に係る重大な変更、事業の承継、事業の廃止及び認定された標準物質生産事業の実績について届け出なければならない。詳細は、「手引き」を参照のこと。

10. 定期検査等

(1) 定期検査は、次の間隔で受けること。

①～② 略

③ 初回認定4年後、それ以降、2年毎に全項目検査

図略

(2) 略

(3) 定期検査又は臨時検査において、認定基準に適合していないと認められるとき、認定センターは ASNITE 標準物質生産者認定の一時停止又は取消しを行うことができる。

これらの詳細は、「手引き」を参照のこと。

6. 申請事業者及び認定事業者の遵守事項

申請事業者及び認定事業者は、認定を取得し、その認定資格を維持するために次に掲げる事項を遵守しなければならない。

認定の一般要求事項の確認について」に記名・押印の上、申請時に申請書類とともに認定センターに提出すること。

- (1) 略
- (2) 常に、ISO Guide 34 の関係条項に適合すること。
- (3) ISO/IEC 17011 の関係条項等に基づき認定センターが定めた要求事項に適合すること。
- (4) 認定されていることに言及する場合は、認定が授与された事業区分等の範囲内で行う業務についてのみ主張すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 認定が取り消された場合、速やかに認定証を認定センターに返納すること。
- (8) 認証書は、その一部が誤解を招くような方法で利用されないように確保すること。
- (9) 認証書への認定シンボル及び認定の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定の引用方法は、認定センターが定める規定に従うこと。
- (10) 略
- (11) 認定の要件への適合性を認定センターが確認するため実施する審査、定期検査又は臨時検査及び苦情の解決を目的とする検査を受入れ、かつ、すべての標準物質を生産する区域及び特性値の付与を行う区域への立入り、記録の閲覧、職員との接見等において、必要な便宜を図り協力すること。
- (12) 略
- (13) 事業を実施する上で重要な項目について変更があった場合には、その変

- (1) 略
- (2) 常に、ISO Guide 34、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)の関係条項に適合すること。
- (3) ISO/IEC 17011 (JIS Q 17011) の関係条項等に基づき認定センターが定めた要求事項に適合すること。
- (4) 認定されていることに言及する場合は、認定が授与された事業区分等の範囲内で行う特性値の決定についてのみ主張すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 認定が取り消された場合、速やかに ASNITE 認定証を認定センターに返納すること。
- (8) 認証書及び認証ラベルは、その一部が誤解を招くような方法で利用されないように確保すること。
- (9) 認証書及び認証ラベルへの認定シンボル及び認定の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定の引用方法は、認定センターが定める規定に従うこと。
- (10) 略
- (11) 認定の要件への適合性を認定センターが確認するため実施する審査、定期検査又は臨時検査において、すべての標準物質を生産する区域及び特性値の付与を行う区域への立入り、記録の閲覧、職員との接見などにおいて、必要な便宜を図り協力すること。また、必要な手数料を支払うこと。
- (12) 略
- (13) (該当項なし)

更について、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長あてに届け出ること。

(14) 認定に用いられる規格（例えば、ISO/IEC 17025）を用いて組織の認証行為を行わないこと。下請負事業者が ISO/IEC 17025 を含む認定規格に適合しているかの評価を行い下請負事業者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであって ISO/IEC 17011 に基づく認証又は認定ではない旨を明記すること。

10. 認定の一時停止又は取消し

以下のいずれかに該当する場合には、認定の一時停止又は取消しを行う。認定事業者は、認定の一時停止又は取消しを受けた場合には、直ちに一定の認定の引用及び認定シンボルの使用を停止しなければならない。

- (1) 認定の要求事項に適合しなくなった場合。
- (2)～(4) 略
- (5) 定期検査等に要する費用を負担しない場合。
- (6) 認定事業者の遵守事項が遵守されない場合。

附 則 略

(13) 認定に用いられる規格（例えば、ISO/IEC 17025）を用いて組織の認証行為を行わないこと。下請負事業者が ISO/IEC 17025 を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、下請事業者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行する者であって ISO/IEC 17011 に基づく認証又は認定ではない旨を明記すること。

11. 認定の一時停止又は取消し

以下のいずれかに該当する場合には、認定の一時停止又は取消しを行う。認定事業者は、認定の一時停止又は取消しを受けた場合には、直ちに一定の認定の引用及び認定シンボルの使用を停止又は禁止しなければならない。

- (1) 認定の要求事項のための基準である、ISO/IEC 17025 に適合しなくなった場合。
- (2)～(4) 略
- (5) 定期検査等に擁する費用を負担しない場合。
- (6) ASNITE の順守事項が順守されない場合。

附 則 略

附属書 1

1. 略

2. 用語

この附属書で用いる用語の定義は次のとおりとする。

2. 1 マルチサイト事業者 : 一つ又は複数の主要な活動を複数の事業所で分担して実施する事業者

参考 : 標準物質生産者の主要な活動には、認証書(記述事項)の発行、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、適合性評価の計画、適合性評価の結果のレビュー、承認及び決定、物質の加工、値付けが含まれる。

以下略

附属書 2

1. ISO Guide 34:2009 に適合している旨の記載例

— 文例 —

和文 : 当生産者は、ISO Guide 34:2009 の要求事項を満たしています。

英文 : We meets the requirements of ISO Guide34 : 2009

附属書 3 略

附属書 1

1. 略

2. 用語

この附属書で用いる用語の定義は次のとおりとする。

2. 1 マルチサイト事業者 : 一つ又は複数の主要な活動を複数の事業所で分担して実施する事業者

参考 : 試験活動の主要な活動には、証明書の発行、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、適合性評価の計画、適合性評価の結果のレビュー、承認及び決定が含まれる。

以下略

附属書 2

1. ISO Guide 34:2009 及び ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)に適合している旨の記載例

— 文例 —

和文 : 当生産者は、ISO Guide 34:2009 及び ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025:2005)の要求事項を満たしています。

英文 : We meets the requirements of ISO Guide34 : 2009 and ISO/IEC 17025 : 2005.

附属書 3 略